様式１６

令和３年　　月　　日

（あて先）京都市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所・所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名・名称　　　　　　　　　　　　　　　印

履 行 延 期 申 請 書

　下記のとおり，地方自治法施行令第１７１条の６第１項の規定に基づく履行延期を申請します。履行延期の許可を受けた場合は，下記計画に従い，その金額を納付します。

|  |
| --- |
| １ 履行延期の申請に係る未納金額 |
|  | 債　権　名 | 令和３年度水路等占用料 |
|  | 債　権　額 |  元本金　　　　　　円 |
|  | 延滞金又は遅延損害金 | 京都市水路等管理条例に基づく割合年１４．６％（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については，年７．３％） |
| ２ 履行延期期間 |  　令和３年７月１日～３年　　月　　日（　　　箇月間） |
| ３ 根拠法令 | 地方自治法施行令第１７１条の６第１項第三号に該当 |
| ４ 一括弁済できない理由　（具体的に記載してください） |  |
| ５ 納付計画 |
|  | 回数 | 納付年月日 | 納付額（円） | 回数 | 納付年月日 | 納付額（円） |
|  | 1 |  |  | 7 |  |  |
|  | 2 |  |  | 8 |  |  |
|  | 3 |  |  | 9 |  |  |
|  | 4 |  |  | 10 |  |  |
|  | 5 |  |  | 11 |  |  |
|  | 6 |  |  | 12 |  |  |
| ６ 担保 |  なし |
| ７ 備考 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ８ 期限の利益喪失事由 |  |
| 　債務者又は連帯債務者について，次のいずれかに該当する事実が生じたときは，期限の利益を喪失し，強制執行等の法的措置を受けても異議はありません。・ 上記納付計画の履行を怠ったとき・ 資力の状況その他の事情の変更により地方自治法施行令第１７１条の６第１項各号の規定に該当する事実がなくなったとき・ 債務者の財産につき強制換価手続（滞納処分，強制執行，担保権の実行としての競売，企業担保権の実行手続又は破産手続）が開始されたとき・ 債務者につき相続があった場合において，相続人が限定承認をしたとき・ その他，不正に当該債務を免れようとする等，弁済につき特に誠意を有すると認められないとき |

|  |
| --- |
| 【参考】地方自治法施行令第１７１条の６（履行延期の特約等）　１　普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。 　　一　債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。 　　二　債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。 　　三　債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。　　四　損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。 　　五　貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なつた場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。 　２　普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。 |